

## 第5 指定医療機関に対する指導及び検査

### 1 指導について

#### (1)目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とします。

#### (2)指導の形態

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種とします。

##### ア 一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により実施します。

##### イ 個別指導

個別指導は、指導の対象となる指定医療機関において個別に面接懇談方式により行います。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者に一定の場所へ参集していただく場合があります。

#### (3)指導対象の選定

指導は全ての指定医療機関を対象としますが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準を参考にして対象となる医療機関を選定します。

##### ア 一般指導

原則として、全ての指定医療機関としますが、周知徹底を図る内容に応じ、一部の指定医療機関を選定して行う場合があります。

##### イ 個別指導

次に掲げる事項について、個別に内容審査をした上で、指定医療機関を選定します。

- a 社会保険診療報酬支払基金、実施機関、被保護者等から診療内容又は診療報酬の請求その他医療扶助の実施に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた指定医療機関
- b 個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定医療機関又は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定医療機関
- c 検査の結果、一定期間経過後に個別指導が必要と認められた指定医療機関
- d 社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴（例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）の1件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い等）を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関
- e その他、特に個別指導が必要と認められる指定医療機関

#### (4)指導方法など

##### ア 一般指導

###### (ア)指導方法

周知徹底を図る内容に応じて、以下の方法等により行います。

- a 講習会方式による講習・講演
- b 全ての指定医療機関に対する広報及び関係機関、関係団体等を通じた周知
- c 新規指定医療機関に対する制度理解のための文書配布

##### イ 個別指導

###### (ア)実施通知

指導対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知します。

- a 個別指導の目的
- b 個別指導の日時及び場所
- c 出席者
- d 準備すべき書類等

#### (イ)指導方法

個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式で行います。なお、個別指導を行う前に、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果を基に当該指定医療機関の指導を行います。

#### (ウ)指導後の措置等

##### a 再指導

個別指導において、適正を欠く取扱いが疑われ、再度指導を行わなければ改善の要否が判断できない場合には、当該指定医療機関に再指導を行います。なお、この場合、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得て速やかに聴取を行い、その結果をもとに当該指定医療機関の再指導を行います。

##### b 要検査

個別指導の結果、検査に該当すると判断した場合には、後日、速やかに検査を行います。なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行うことがあります。

##### c 指導結果の通知等

個別指導の結果、改善を要する事項が認められた場合又は診療報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨の通知を行います。

##### d 報告書の提出

文書で通知した事項については、文書により報告を求めています。

## 2 検査について

検査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとします。

- ア 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- イ 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ウ 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- エ 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

## 3 医療保護施設等の取扱い

1 から 2 ままでに定めるところは、医療保護施設、指定施術機関及び指定助産機関について準用されます。なお、医療保護施設が指定医療機関に対する取消しの事項に該当するときは、生活保護法第 4 5 条の規定に基づく改善命令が行われます。